

令和元年10月1日より

# 幼児教育・保育の無償化が 始まります



## 幼児教育・保育無償化の対象範囲と上限額

施設区分	市民税非課税世帯の 0～2歳児	3～5歳児 (満3歳になった後の4月1日から就学前まで)		
	保育の必要性 認定あり(※1)	保育の必要性 認定あり(※1)	保育の必要性 認定なし	
認可保育所・幼稚園等	認可保育所 認定こども園(保育枠) 地域型保育事業	全額無償	全額無償	—
	認定こども園(幼稚園枠) 幼稚園(新制度移行園)	—	全額無償	
	幼稚園(新制度未移行園) (※2)	—	月25,700円まで	
	幼稚園の預かり保育	—	幼稚園の利用に加え 月11,300円まで	—
認可外保育施設等	認可外保育施設(認証保育所等) ベビーシッター 一時保育事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業(保育利用のみ)	月42,000円まで	月37,000円まで	—
就学前障がい児の通所支援 (児童発達支援) (※3)	—	全額無償		

(※1) 保育の必要性認定ありとは  
就労、就学、疾病等の理由により、保護者(父母ともに)が児童を保育することができない場合を指します。詳しくは、裏面をご参照ください。

(※2) 幼稚園(新制度未移行園)について  
柏江市内の幼稚園は、全てここに該当します。

(※3) 就学前障がい児の通所支援(児童発達支援)について  
認可保育所・幼稚園等および認可外保育施設等との併用が可能です。

裏面の注意事項も  
ご確認ください。

## 注意事項

- 幼稚園については満3歳から、その他保育施設（幼稚園の預かり保育含む）は、満3歳になった後の4月1日から（3歳児クラスから）無償化の対象となります。
- 保育料以外の給食費・延長保育料・行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。
- 認可外保育施設等を複数利用する場合は、合計金額が上限に達するまでが無償化の対象となります。（市民税非課税世帯の0～2歳児は月42,000円まで、3～5歳児クラスは月37,000円まで）
- 保育の必要性が認定され、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園（例外あり）を利用している場合は、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用していても、当該認可外保育施設等は無償化の対象とはなりません。

無償化の対象となるためには、**『支給認定』**を  
狛江市（お住まいの自治体）から受ける必要があります。

認可保育所  
地域型保育事業  
認定こども園  
幼稚園（新制度移行園）

既に申請済みのため、手続き不要です。

幼稚園（新制度未移行園）  
※狛江市内の幼稚園全て

【認定申請書】をご提出ください。  
（預かり保育を利用する場合は、【添付書類（※4）】も  
ご提出ください。）

認可外保育施設（認証保育所等）  
幼稚園の預かり保育  
ベビーシッター  
一時保育事業  
病児保育事業  
ファミリー・サポート・センター事業

【認定申請書】・【添付書類（※4）】をご提出ください。  
（認可保育所への申込等で、既に支給認定証をお持ちの場合は、  
手続き不要です。）

（※4）添付書類について  
保護者（父母ともに）が保育に当たることができない状況を証明する書類をご提出ください。  
→勤務証明書（外勤の方）、就労状況申告書（自営業の方）、診断書等

支給認定の申請時期については、  
別途広報こまえ、市HPにてお知らせいたします。

【問い合わせ先】 狛江市役所 03-3430-1111（代表）

認可保育所・地域型保育事業・認可外保育施設（認証保育所等）・一時保育事業について  
狛江市児童青少年課保育係（内線2316・2317・2328）

ファミリー・サポート・センター事業について  
狛江市児童青少年課児童青少年係（内線2318・2319・2398）

幼稚園・認定こども園について  
狛江市子育て支援課手当助成係（内線2313・2314）

病児保育事業について  
狛江市子育て支援課企画支援係（内線2312）

就学前障がい児の通所支援（児童発達支援）について  
狛江市福祉相談課相談支援係（内線2274・2279・2280）

